

臨床研修医のアルバイト診療について

このたび、本院の臨床研修医4名が、医師法第16条の3、本学契約職員就業規則第26条、本院臨床研修医に関する規程第6条の2の規定及び労働契約に違反してアルバイト診療を行っていた事実が判明したことから、下記のとおり処分を行いました。

本件の発生原因は、当該臨床研修医自身の自覚不足及び本院総合研修センターにおける臨床研修医の指導管理体制の不備にあり、深く反省しております。

再発防止策として、臨床研修医全員に綱紀粛正の通知を行うとともに、一切このようなことは行わない旨の誓約書を提出させました。さらに、全診療科部長宛に綱紀粛正の通知を行い全教職員等への周知徹底を図りました。今後は、臨床研修開始時に全員からアルバイト診療を行わない旨の誓約書を提出させるとともに、より充実した指導管理体制を作り上げることにより、生活面も含め臨床研修医に対して十分な指導を行ってまいります。

記

処分日	内容	人数
平成22年3月25日	厳重注意	3名
	注意	1名

平成22年4月7日

名古屋市立大学病院長